



●特別規則書の変更について

■第24条 ピットインおよびピットアウト を下記の通り変更とする。(変更箇所は下線部)

10.ピットインした車両は給油作業を除き、自己のピット前以外では作業をしてはならない。
やむを得ずピット内で作業を行わなければならない場合は必ず技術委員の許可を得ること。
(但しクラスE車両はこの限りではない。)

■第32条 ピット作業 を下記の通り変更とする。(変更箇所は下線部)

2.ピット作業をする際は、必ず自己のピットの前で行うこと。やむを得ずピット内で作業を行
わなければならない場合は必ず技術委員の許可を得ること。
(但しクラスE車両はこの限りではない。)

■第58条 クラスE規定 を下記の通り変更とする。(変更箇所は下線部)

5.車両規定

⑫牽引箇所

車両の前方と後方それぞれ1箇所、最低に箇所に牽引箇所を指定・表示しなければならない。

車両前方：フレームに結束した牽引ベルト(黄色、オレンジ色あるいは赤色)の装備

車両後方：フレームに結束した牽引ベルト(黄色、オレンジ色あるいは赤色)の装備もしくは
牽引場所の指示表示(黄色、オレンジ色あるいは赤色)